

国連安保理決議 1325 号と国内行動計画

特定非営利活動法人 アジア女性資料センター

●国連安保理決議 1325 号とは

- ・2000 年 10 月に国連安全保障理事会で採択された決議 1325 号「女性・平和・安全保障」
- ・安保理において「武力紛争と平和、女性」に焦点を当てた初の決議

●背景

冷戦終結後、国家間戦争だけでなくコミュニティレベルの紛争が大きな問題となる中で、女性への暴力が戦争の手段として戦略的に用いられていることが明らかになった。同時に、紛争後、コミュニティの絆を回復し、人々の権利を守る平和構築において、女性たちが大きな役割を負っているにもかかわらず、和平交渉や平和維持活動から排除されているために、女性の経験やニーズが無視されていることも明らかになった。

これらの課題は 1995 年に採択された北京行動綱領の「E. 武力紛争と女性」に盛り込まれた。さらに、国連と加盟国の積極的な行動をうながすには、安全保障・平和維持に関わる中心機関である安保理での決議が有効であるため、当時の UNIFEM や国際的な女性 NGO、いくつかの政府の協力により、1325 号決議が採択された。

●ポイント Participation, Prevention, Protection

- ・紛争の防止や解決に関わるあらゆるレベルの意思決定に女性の参加を促進すること
- ・平和の維持・構築においてジェンダー視点を導入すること
- ・紛争下における女性と少女の暴力からの保護、特別なニーズへの配慮

安保理議長(当時)チャウドリー氏

「ポイントは、戦争を女性にとって安全なものにすることではなく、平和を構築するために女性の平等な参加を保障することにある」

●加盟国に求められていること

- ・日本を含むすべての国連加盟国は、安保理決議を実施する義務を負っている。これを実行するため、各国レベルで国内行動計画を策定することが求められている。
- ・紛争予防・管理・解決のための機関・制度のあらゆる意思決定レベルに女性の参加を促進すること
- ・女性の権利、保護、特別なニーズ、女性の参加、HIV/AIDS に関する研修を、軍人や警察および平和維持活動に関わる民間人に行うこと。
- ・ジェンダートレーニングに関する国連活動への支援を強化すること
- ・和平プロセスにおいて、女性・少女の特別なニーズに留意すること。地域の女性たちによる平和構築の努力を支援し、あらゆる実施プロセスに女性を関与させるよう支援すること。憲法、選挙、警察や司法に関連して女性と少女を保護し尊重するような方策をとること。
- ・紛争下における暴力から女性や少女を保護すること
- ・女性や少女に対する暴力を含む戦争犯罪を訴追し不処罰を断ち切ること

●安保理決議「女性・平和・安全保障」の関連決議

- ・1820 号(2008)：武力紛争下の性暴力を紛争の戦術、国際犯罪と認識し、防止、保護、報告、制裁措置を国連事務総長に勧告
- ・1888 号(2009)：武力紛争下の性暴力の防止、国連特別報告者の任命、不処罰をなくすための制裁措置など
- ・1889 号(2009)：平和構築への女性の参加強化
- ・1960 号(2010)：武力紛争下の性暴力の防止、保護、不処罰をなくすための制裁措置の強化
- ・2106 号(2013)：男性や男児も被害者となる武力紛争下の性暴力の防止と不処罰をなくすために取組、女性のエンパワーメントの強化

●1325NAP を策定した国 2013 年 3 月現在 41 カ国

アジア+大洋州：オーストラリア、ネパール、フィリピン 中央アジア：グルジア、キルギスタン

アフリカ：コートジボワール、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、コンゴ民主共和国、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、ガーナ、ブルンジ

欧州：イギリス、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スペイン、スイス、リトアニア、アイルランド

米州：アメリカ合衆国、カナダ、チリ

●NAP に通常含まれる要素 (Global Network of Women Peacebuilders より)

- ①背景 (紛争・安全保障に関するその国の現状や歴史、紛争による社会、特に女性への影響)
- ②紛争解決・平和構築に向けたこれまでの取り組み
- ③NAP を基礎づける既存の法律・政策 (憲法や、平和・ジェンダー平等・人権に関連する法律)
- ④NAP の目的
- ⑤実施メカニズムと組織 (主管省庁とその他所管庁、市民社会や民間セクター、国連機関、ドナーの役割、評価メカニズムなど)。
- ⑥具体的な活動マトリックス (例)

柱	女性のエンパワーメントと参加			
目的	女性をエンパワーし、平和構築、紛争防止、紛争解決、復興における女性の活発で意味ある参加を保障すること			
具体的活動	成果と効果	指標	タイムフレーム	実施主体 (主管官庁、その他関連官庁、組織等)

⑦予算

●日本版 NAP の策定について

- ・後発のメリットを生かす：NAP を策定している国、日本と状況が似ている国や、日本の平和・安全保障と関わりがある国の NAP 内容および策定過程を研究し経験を生かす。米国、オランダ、イギリス、韓国 (策定中) など
- ・数年ごとの評価と見直しを前提に：多くの国も数年ごとに見直しを行っている
- ・市民社会との不偏的協議、透明性・説明責任の確保：1325 号決議の趣旨からして、策定過程における市民社会、とりわけ女性の権利・ジェンダー平等に関わる NGO の参加は不可欠。市民社会の参加が不十分であれば NAP の正統性が疑われる